

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年4月10日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 一生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	N Z A M 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	発行価額の総額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

NZAM 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）（愛称 四季の便り）
（以下「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

基準価額は、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社^{（注）}に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.62%^{*}（税抜1.5%）となっております。

^{*}消費税率が10%になった場合は、1.65%となります。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資(累積投資)コース」(注)により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

(注)当ファンドには、「分配金受取(一般)コース」と「分配金再投資(累積投資)コース」があります。

「分配金受取(一般)コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース(以下「分配金受取コース」といいます。)をいいます。

「分配金再投資(累積投資)コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)をいいます。

(6)【申込単位】

販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

(7)【申込期間】

2019年4月11日から2019年10月10日までとします。(継続申込期間)

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(販売会社)については下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244(営業日の午前9時から午後5時まで)

<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託者である三井住友信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

「申込代金」とは、申込金額(取得申込受付日の基準価額×申込口数)に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

a. 申し込みの方法

当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとなります。(ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「NZAM日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

「NZAM日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、この場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

b. 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類：追加型投信 / 国内 / 株式

属性区分：株式（一般） / 年4回 / 日本

商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ <<http://www.toushin.or.jp/>> をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
		日本
	年2回	北米
債券	年4回	欧州
		アジア
	年6回 (隔月)	オセアニア
		中南米
	年12回 (毎月)	中東
不動産投信	日々	アフリカ
		中近東 (中東)
その他資産（ ）	(その他)	エマージング
資産複合（ ）		
資産配分固定型		
資産配分変更型		

株式（一般）：大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

< 信託金の限度額 >

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

< ファンドの特色 >

1 わが国の好配当株に投資します。

- 当ファンドは、わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、配当利回りに着目した銘柄選定により、安定した配当収入の確保および株価の値上がり益の獲得を目指します。
- 運用にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、株価の割安度等にも着目した投資銘柄の選定を行います。

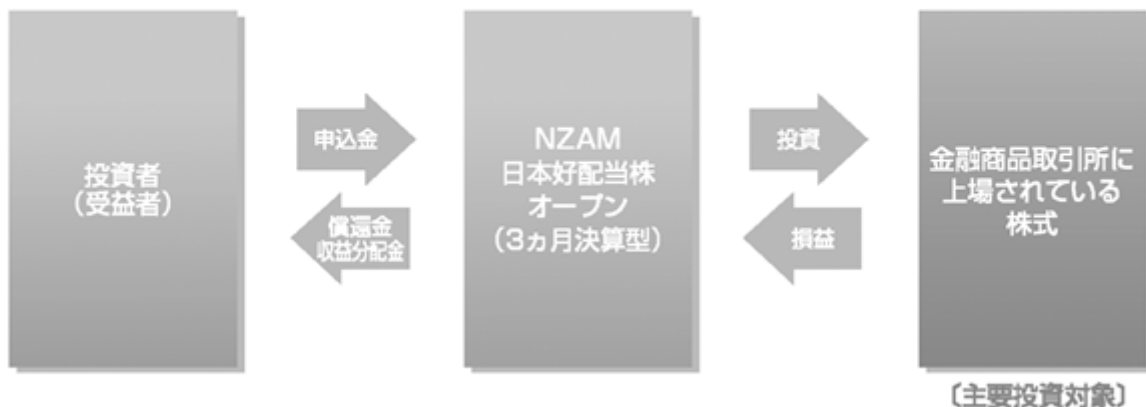
* 配当利回りは、株価に対する配当金の割合を示す指標であり、予想配当利回りは、予想配当金を用いた値です。

$$\text{配当利回り} = 1 \text{株あたり配当金} \div \text{株価}$$

ファンドの仕組み

当ファンドは、わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

当ファンドは、単独で株式市場へ直接投資を行います。



2 原則として、年4回の分配を目指します。

- 投資する株式の配当収益・売却益（評価益を含みます）等を原資として、年4回の分配を目指します。
 - 決算時（1月・4月・7月・10月の各10日、休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。
 - 原則として配当等収益を中心に分配を行い、1月および7月は売却益等（ボーナス分配）を上乗せした分配を行います。
 - 分配金は、委託会社が決定します。原則として年4回の収益分配を目指しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。ボーナス分配についても、基準価額の水準等を勘案し、分配を行わない場合があります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（分配金受取りのイメージ）



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

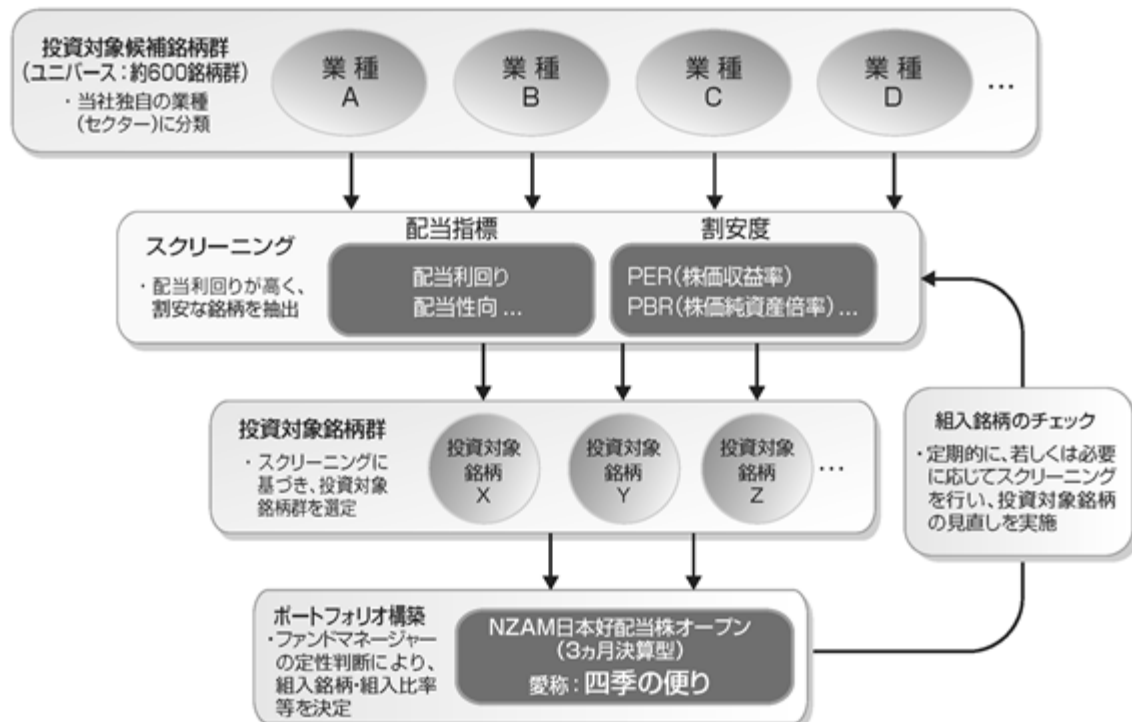
注) 分配金の取扱いは、分配金受取（一般）コースと分配金再投資（累積投資）コースの2つの方法があります。「分配金再投資（累積投資）コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

主な投資制限

- ◎ 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ◎ 外貨建資産への投資は、行いません。

3 一貫したプロセスで運用を行います。

- 投資対象候補銘柄群(ユニバース)の中から、「配当指標」、「株価の割安度」等によるスクリーニングを実施します。
- スクリーニングに基づき投資対象銘柄を選定し、ファンドマネージャーが「定性分析」により、組入銘柄・組入比率を決定します。



*配当性向は、当期純利益のうち、株主にどの程度配当したかを示す指標であり、一般的に配当性向が低い場合、株主への配当を増やす力(配当余力)が大きいと言えます。

配当性向 = 1株あたり配当金 ÷ 1株あたり利益

*PER、PBRは、株価の割高/割安度を測る指標であり、数値が低いほど割安と判断されます。

・PER(株価収益率) = 株価 ÷ 1株あたり利益

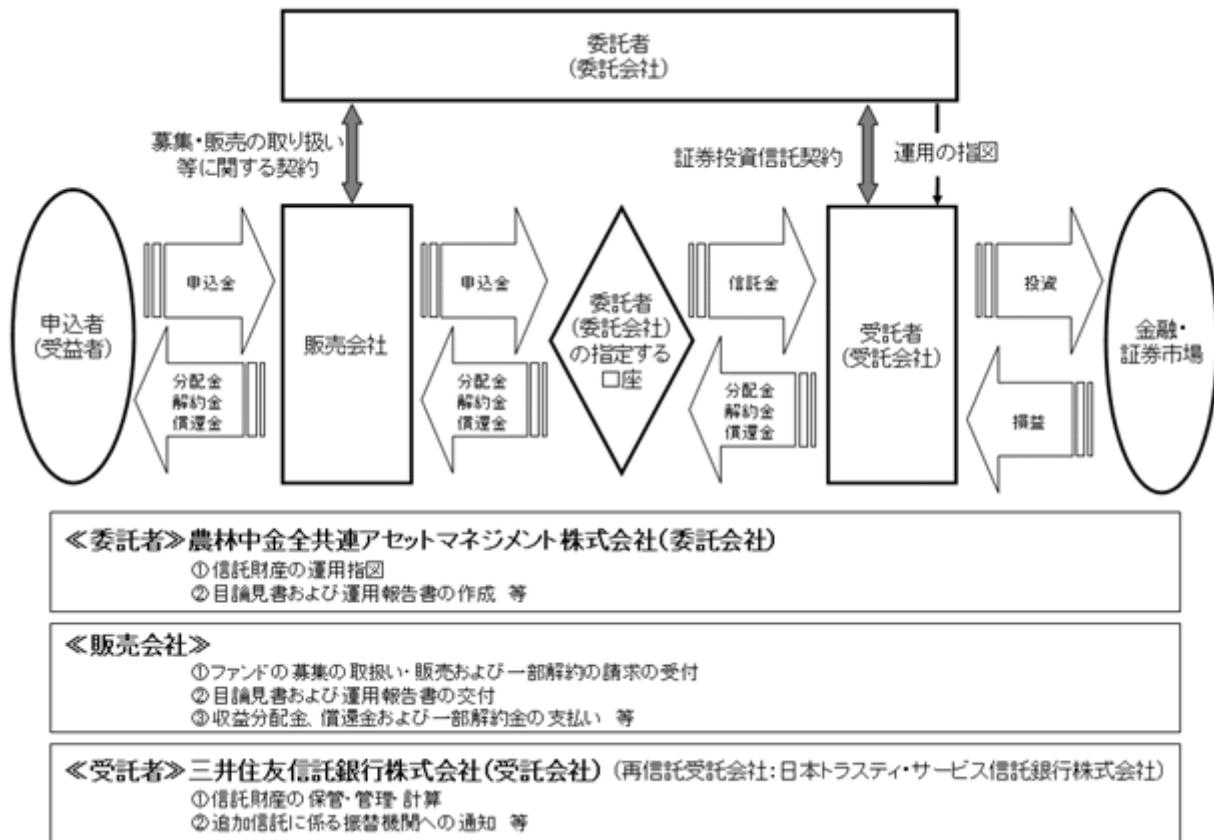
・PBR(株価純資産倍率) = 株価 ÷ 1株あたり純資産

(注)資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2008年2月1日 有価証券届出書の提出
 2008年2月18日 募集開始日
 2008年3月3日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日

(3) 【ファンドの仕組み】



委託者（委託会社）の概況（2019年2月28日現在）

資本金の額

34億2千万円

沿 革

- 1993年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円
 10月8日 証券投資信託委託業の免許取得
 10月13日 営業開始
 1996年8月20日 投資顧問業務の登録
 9月30日 投資一任業務認可取得
 10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円
 2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更
 2007年9月30日 金融商品取引業の登録
 2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	36.61
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	35.30
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区内神田1丁目1番12号	15,000	28.09

(注) 農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫	50.91%
全国共済農業協同組合連合会	49.09%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第 条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

b. 運用方法

投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

- (イ) 主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 運用にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、株価の割安度等に着眼して投資銘柄を選定することにより、安定的な配当収入の確保および株価の値上がり益の獲得を目指します。
- (ハ) 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記の(イ)から(ハ)までの運用ができない場合があります。
- (ホ) 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国のこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b. 運用の指図範囲（約款第16条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で第1号（上記1.）から第7号（上記7.）までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で前号（上記13.）の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号（上記1.）の証券または証書および第8号（上記8.）の証券または証書のうち第1号（上記1.）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」、第2号（上記2.）から第5号（上記5.）までの証券および第8号（上記8.）の証券のうち第2号（上記2.）から第5号（上記5.）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」、第9号（上記9.）および第10号（上記10.）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項（上記 ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

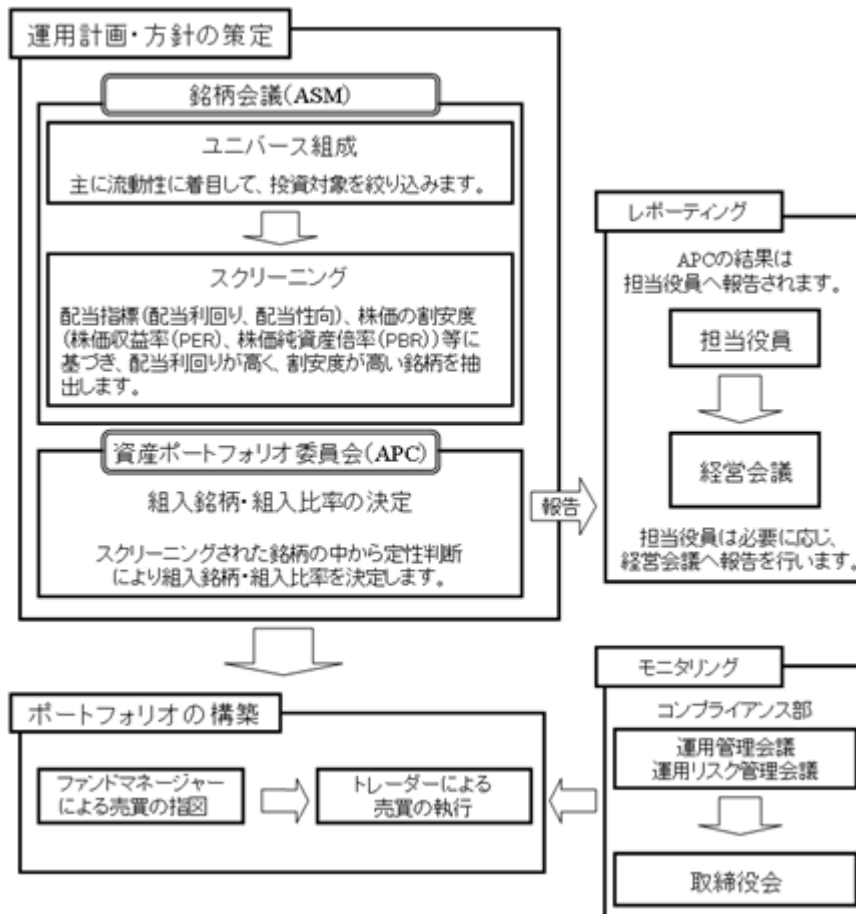
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号（上記 5.）の権利の性質を有するもの

第1項（上記 ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項（上記 ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

1. 運用体制

NZAM 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）は、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



< 銘柄会議（ASM） >

決定された運用計画の範囲内で、ポートフォリオを構築するための個別銘柄の相対的な優位性や短期売買タイミング等を決定します。

< 資産ポートフォリオ委員会（APC） >

原則月1回以上開催し、資産内のセクター、ファクター等のリスク配分を決定し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	40名程度 （うち 投資判断に携わる者 30名程度）
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】**a．収益分配方針（運用の基本方針 3．収益分配方針）**

毎決算時（原則として毎年1月、4月、7月、10月の各10日とし、同日が休業日に該当する場合は翌営業日となります。ただし、第1期の決算日は2008年7月10日とします。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

b．収益の分配方式（約款第35条）

投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c．収益分配金の支払い等

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。

「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】**a．株式への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）**

株式への投資割合には、制限を設けません。

b．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

c．新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第16条第4項）

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

d．投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第16条第5項）

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 投資する株式等の範囲（約款第19条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項（上記）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

f. 同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限、約款第20条）

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 信用取引の指図範囲（約款第21条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。

第1項（上記）の信用取引の指図は、次の各号（下記1.～6.）に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号（下記1.～6.）に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号（上記5.）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h. 先物取引の運用指図・目的・範囲（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限、約款第22条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国のこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. デリバティブ取引等に係る投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

j. 信用リスク集中回避のための投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

k. 有価証券の売却等の指図(約款第26条)

委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

l. 再投資の指図(約款第27条)

委託者は、約款第26条(上記k.)の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

m. 資金の借り入れ(約款第28条)

委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

第1項(上記)の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

n. デリバティブ取引に係る制限(金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

o. 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除

き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(2) その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

株式の組入比率は、原則として高位に保ちますので、株式相場の変動に伴い、基準価額は大きく変動することもあります。

(3) 投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー(市場全体の動きとファンドが乖離するリスク)の水準や、業種等のリスク配分の分散状況を管理し、リスク管理の実績を毎月、資産ポートフォリオ委員会に報告しています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(コンプライアンス部)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

[運用管理会議]

原則として月1回開催し、ファンドの法令等(法令、協会ルール、信託約款等)や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

[運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

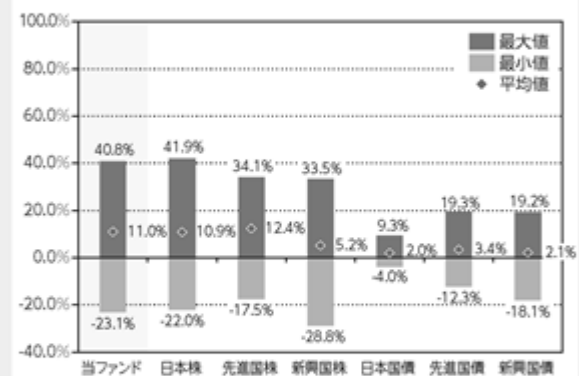
〔参考情報〕

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

*2014年3月～2019年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

*2014年3月～2019年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株…… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株… MSCIコクサイ・インデックス (税引前配当込み、円ベース)

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (円換算ベース)

日本国債… NOMURA-BPI国債

先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(旧東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は旧東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、旧東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、旧東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

●「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.62%^{*}（税抜1.5%）となっております。

^{*}消費税率が10%になった場合は、1.65%となります。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。
 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。
 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.30%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.0368%^{*}（税抜0.96%）の率を乗じて得た額とします。

^{*}消費税率が10%になった場合は、1.056%となります。

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者の配分は以下のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.45%	0.45%	0.06%	0.96%

信託報酬の委託者への配分は、委託した資金の運用への対価です。

信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する租税および投資信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率(年率0.00324%^{*}(税抜0.003%))を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

^{*}消費税率が10%になった場合は、0.0033%となります。

委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約金または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入の指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(1)から(4)の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金(普通分配金のみ)については、税率20.315%(所得税15.315%、地方税5%)が適用されます。(原則として確定申告不要です。)

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用があります。))を選択することもできます。

一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益(解約価額、償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。))を控除した差益額)については、税率20.315%(所得税15.315%、地方税5%)が適用されます。(源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。)

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。

損益通算について

一部解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。))ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。))の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。))の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

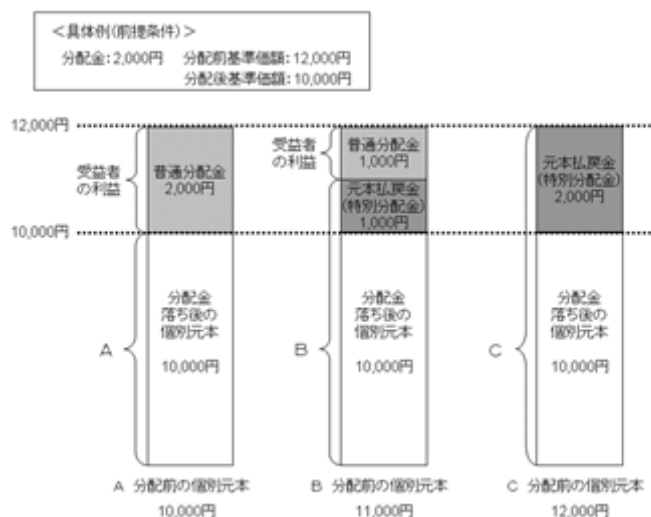
< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 収益分配時の個別元本のイメージ図 >



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。

販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容（2019年2月28日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2019年2月28日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合があります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,177,452,850	98.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		17,814,104	1.49
合計(純資産総額)		1,195,266,954	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	6,500	6,705.55	43,586,084	6,697.00	43,530,500	3.64
2	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	11,400	2,659.37	30,316,851	2,833.00	32,296,200	2.70
3	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	6,500	4,599.37	29,895,961	4,801.00	31,206,500	2.61
4	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	9,800	3,102.61	30,405,603	3,153.00	30,899,400	2.59
5	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	14,800	1,929.45	28,555,984	1,998.00	29,570,400	2.47
6	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	50,500	562.73	28,418,202	576.70	29,123,350	2.44
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	9,000	3,091.90	27,827,123	3,139.00	28,251,000	2.36
8	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	10,600	2,572.63	27,269,909	2,591.50	27,469,900	2.30
9	日本	株式	KDDI	情報・通信業	10,200	2,690.08	27,438,885	2,688.50	27,422,700	2.29
10	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	6,900	3,827.48	26,409,680	3,942.00	27,199,800	2.28
11	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	23,600	899.65	21,231,771	962.40	22,712,640	1.90
12	日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	17,500	1,244.72	21,782,708	1,243.00	21,752,500	1.82
13	日本	株式	三菱ケミカルホールディングス	化学	25,700	861.77	22,147,556	821.90	21,122,830	1.77
14	日本	株式	キヤノン	電気機器	6,500	3,032.06	19,708,405	3,201.00	20,806,500	1.74
15	日本	株式	SUBARU	輸送用機器	7,300	2,403.76	17,547,472	2,826.50	20,633,450	1.73
16	日本	株式	三井物産	卸売業	10,700	1,740.82	18,626,835	1,750.00	18,725,000	1.57
17	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	104,600	173.56	18,154,667	175.20	18,325,920	1.53
18	日本	株式	住友商事	卸売業	10,600	1,605.02	17,013,284	1,600.50	16,965,300	1.42

19	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	3,800	4,224.72	16,053,943	4,393.00	16,693,400	1.40
20	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	3,000	5,221.96	15,665,883	5,426.00	16,278,000	1.36
21	日本	株式	オリックス	その他金融業	9,700	1,666.78	16,167,806	1,612.00	15,636,400	1.31
22	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	9,400	1,485.73	13,965,892	1,549.00	14,560,600	1.22
23	日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	3,200	4,018.24	12,858,397	4,345.00	13,904,000	1.16
24	日本	株式	J X T Gホールディングス	石油・石炭製品	26,400	593.09	15,657,617	520.70	13,746,480	1.15
25	日本	株式	マツダ	輸送用機器	10,300	1,175.12	12,103,739	1,307.50	13,467,250	1.13
26	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	6,600	1,928.06	12,725,214	2,003.50	13,223,100	1.11
27	日本	株式	ジェイ エフイー ホールディングス	鉄鋼	6,800	1,803.34	12,262,779	1,941.50	13,202,200	1.10
28	日本	株式	積水ハウス	建設業	7,800	1,635.36	12,755,863	1,673.50	13,053,300	1.09
29	日本	株式	出光興産	石油・石炭製品	3,300	3,774.98	12,457,439	3,950.00	13,035,000	1.09
30	日本	株式	パナソニック	電気機器	12,700	1,040.10	13,209,382	1,025.00	13,017,500	1.09

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	3.46
		食料品	2.70
		繊維製品	0.59
		化学	8.84
		石油・石炭製品	2.75
		ゴム製品	1.70
		ガラス・土石製品	2.26
		鉄鋼	2.42
		非鉄金属	2.77
		金属製品	1.35
		機械	5.90
		電気機器	4.94
		輸送用機器	15.19
		陸運業	1.08
		情報・通信業	9.08
		卸売業	11.71
		小売業	1.16
		銀行業	11.26
		証券、商品先物取引業	1.75
		保険業	2.20
その他金融業	2.70		
不動産業	2.19		
サービス業	0.52		
合計			98.51

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3特定期間末 (2009年 7月10日)	237,874,681	238,797,070	7,737	7,767
第4特定期間末 (2010年 1月12日)	249,867,530	250,789,584	8,130	8,160
第5特定期間末 (2010年 7月12日)	229,384,783	230,278,535	7,700	7,730
第6特定期間末 (2011年 1月11日)	264,922,772	265,836,821	8,695	8,725
第7特定期間末 (2011年 7月11日)	250,995,631	251,924,952	8,103	8,133
第8特定期間末 (2012年 1月10日)	226,864,599	227,817,361	7,143	7,173
第9特定期間末 (2012年 7月10日)	236,907,476	238,505,538	7,412	7,462
第10特定期間末 (2013年 1月10日)	277,310,979	278,928,202	8,574	8,624
第11特定期間末 (2013年 7月10日)	335,969,001	353,867,976	10,511	11,071
第12特定期間末 (2014年 1月10日)	338,271,087	361,338,255	10,705	11,435
第13特定期間末 (2014年 7月10日)	387,192,921	397,147,784	10,113	10,373
第14特定期間末 (2015年 1月13日)	426,315,375	446,877,304	10,367	10,867
第15特定期間末 (2015年 7月10日)	450,975,717	492,696,920	11,025	12,045
第16特定期間末 (2016年 1月12日)	485,256,937	488,743,249	9,743	9,813
第17特定期間末 (2016年 7月11日)	489,793,849	492,636,964	8,614	8,664
第18特定期間末 (2017年 1月10日)	579,175,915	625,491,304	10,754	11,614
第19特定期間末 (2017年 7月10日)	696,907,615	732,663,698	10,525	11,065
第20特定期間末 (2018年 1月10日)	718,481,265	790,243,234	11,113	12,223
第21特定期間末 (2018年 7月10日)	1,144,989,424	1,151,822,446	10,054	10,114
第22特定期間末 (2019年 1月10日)	1,080,994,838	1,086,916,420	9,128	9,178
2018年 2月末日	947,030,490		10,423	
3月末日	1,088,297,589		10,233	
4月末日	1,090,786,394		10,579	
5月末日	1,101,735,453		10,253	
6月末日	1,145,377,698		10,148	
7月末日	1,184,422,235		10,329	
8月末日	1,217,570,344		10,163	
9月末日	1,235,754,753		10,744	
10月末日	1,117,125,407		9,852	
11月末日	1,146,924,942		9,800	
12月末日	1,049,527,283		8,918	
2019年 1月末日	1,175,523,456		9,478	
2月末日	1,195,266,954		9,482	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第3特定期間末	2009年 1月14日～2009年 7月10日	60
第4特定期間末	2009年 7月11日～2010年 1月12日	60
第5特定期間末	2010年 1月13日～2010年 7月12日	60
第6特定期間末	2010年 7月13日～2011年 1月11日	60
第7特定期間末	2011年 1月12日～2011年 7月11日	60
第8特定期間末	2011年 7月12日～2012年 1月10日	60
第9特定期間末	2012年 1月11日～2012年 7月10日	80
第10特定期間末	2012年 7月11日～2013年 1月10日	100
第11特定期間末	2013年 1月11日～2013年 7月10日	610
第12特定期間末	2013年 7月11日～2014年 1月10日	780
第13特定期間末	2014年 1月11日～2014年 7月10日	310
第14特定期間末	2014年 7月11日～2015年 1月13日	550
第15特定期間末	2015年 1月14日～2015年 7月10日	1,070
第16特定期間末	2015年 7月11日～2016年 1月12日	120
第17特定期間末	2016年 1月13日～2016年 7月11日	100
第18特定期間末	2016年 7月12日～2017年 1月10日	910
第19特定期間末	2017年 1月11日～2017年 7月10日	590
第20特定期間末	2017年 7月11日～2018年 1月10日	1,160
第21特定期間末	2018年 1月11日～2018年 7月10日	110
第22特定期間末	2018年 7月11日～2019年 1月10日	100

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第3特定期間末	2009年 1月14日～2009年 7月10日	20.6
第4特定期間末	2009年 7月11日～2010年 1月12日	5.9
第5特定期間末	2010年 1月13日～2010年 7月12日	4.6
第6特定期間末	2010年 7月13日～2011年 1月11日	13.7
第7特定期間末	2011年 1月12日～2011年 7月11日	6.1
第8特定期間末	2011年 7月12日～2012年 1月10日	11.1
第9特定期間末	2012年 1月11日～2012年 7月10日	4.9
第10特定期間末	2012年 7月11日～2013年 1月10日	17.0
第11特定期間末	2013年 1月11日～2013年 7月10日	29.7
第12特定期間末	2013年 7月11日～2014年 1月10日	9.3
第13特定期間末	2014年 1月11日～2014年 7月10日	2.6
第14特定期間末	2014年 7月11日～2015年 1月13日	8.0
第15特定期間末	2015年 1月14日～2015年 7月10日	16.7
第16特定期間末	2015年 7月11日～2016年 1月12日	10.5
第17特定期間末	2016年 1月13日～2016年 7月11日	10.6
第18特定期間末	2016年 7月12日～2017年 1月10日	35.4
第19特定期間末	2017年 1月11日～2017年 7月10日	3.4
第20特定期間末	2017年 7月11日～2018年 1月10日	16.6
第21特定期間末	2018年 1月11日～2018年 7月10日	8.5
第22特定期間末	2018年 7月11日～2019年 1月10日	8.2

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

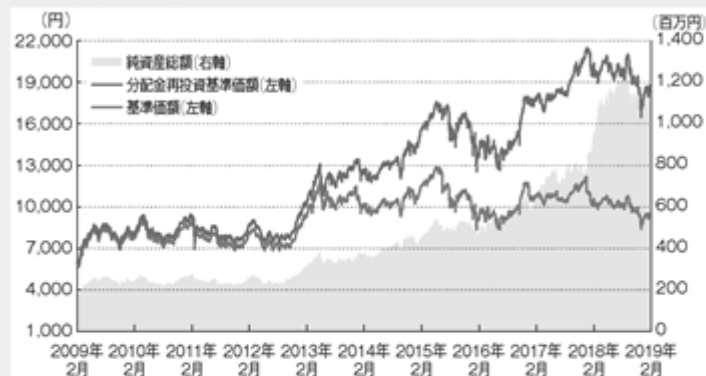
期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第3特定期間末	2009年 1月14日～2009年 7月10日	18,354,381	4,051,934	307,463,259
第4特定期間末	2009年 7月11日～2010年 1月12日	16,724,176	16,835,953	307,351,482
第5特定期間末	2010年 1月13日～2010年 7月12日	13,134,578	22,568,413	297,917,647
第6特定期間末	2010年 7月13日～2011年 1月11日	12,616,515	5,850,954	304,683,208
第7特定期間末	2011年 1月12日～2011年 7月11日	12,479,662	7,389,120	309,773,750
第8特定期間末	2011年 7月12日～2012年 1月10日	12,955,250	5,141,633	317,587,367
第9特定期間末	2012年 1月11日～2012年 7月10日	16,675,484	14,650,410	319,612,441
第10特定期間末	2012年 7月11日～2013年 1月10日	36,642,294	32,810,094	323,444,641
第11特定期間末	2013年 1月11日～2013年 7月10日	24,038,123	27,858,201	319,624,563
第12特定期間末	2013年 7月11日～2014年 1月10日	33,127,858	36,763,817	315,988,604
第13特定期間末	2014年 1月11日～2014年 7月10日	75,154,976	8,264,226	382,879,354
第14特定期間末	2014年 7月11日～2015年 1月13日	53,055,457	24,696,227	411,238,584
第15特定期間末	2015年 1月14日～2015年 7月10日	62,714,614	64,921,795	409,031,403
第16特定期間末	2015年 7月11日～2016年 1月12日	105,314,113	16,300,838	498,044,678
第17特定期間末	2016年 1月13日～2016年 7月11日	80,061,119	9,482,763	568,623,034
第18特定期間末	2016年 7月12日～2017年 1月10日	32,540,588	62,612,576	538,551,046
第19特定期間末	2017年 1月11日～2017年 7月10日	221,391,978	97,793,321	662,149,703
第20特定期間末	2017年 7月11日～2018年 1月10日	206,449,645	222,095,122	646,504,226
第21特定期間末	2018年 1月11日～2018年 7月10日	624,672,698	132,339,770	1,138,837,154
第22特定期間末	2018年 7月11日～2019年 1月10日	257,556,592	212,077,278	1,184,316,468

< 参考情報 >

交付目論見書の運用実績（2019年2月末現在）

2019年2月末現在

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期 / 年月日	分配金
39期 2018年 1月10日	1,110円
40期 2018年 4月10日	50円
41期 2018年 7月10日	60円
42期 2018年10月10日	50円
43期 2019年 1月10日	50円
設定来累計	7,160円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

《組入上位10銘柄》

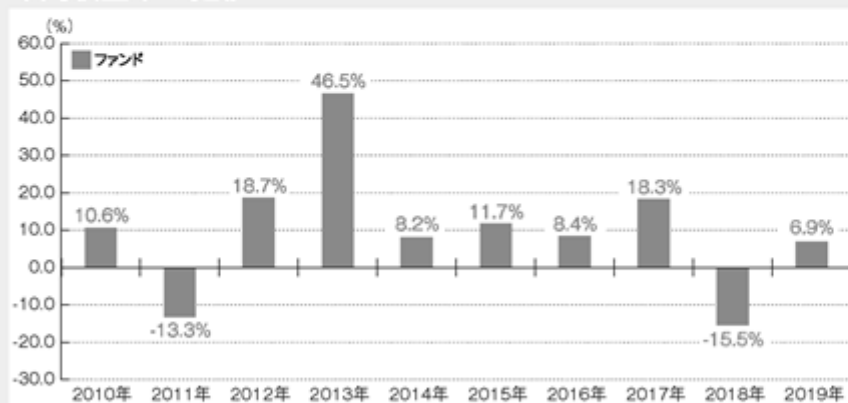
	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.6
2	日本たばこ産業	食料品	2.7
3	日本電信電話	情報・通信業	2.6
4	本田技研工業	輸送用機器	2.6
5	伊藤忠商事	卸売業	2.5
6	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.4
7	三菱商事	卸売業	2.4
8	NTTドコモ	情報・通信業	2.3
9	KDDI	情報・通信業	2.3
10	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.3

・組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

《組入上位10業種》

	業種	組入比率(%)
1	輸送用機器	15.2
2	卸売業	11.7
3	銀行業	11.3
4	情報・通信業	9.1
5	化学	8.8
6	機械	5.9
7	電気機器	4.9
8	建設業	3.5
9	非鉄金属	2.8
10	石油・石炭製品	2.8

年間収益率の推移



・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・当ファンドにベンチマークはありません。

・2019年は、1月から2月までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。
継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（2）取得申込

（イ）当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

（ハ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「NZAM 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（3）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

（4）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.62%^{*}（税抜1.5%）となっております。

*消費税率が10%になった場合は、1.65%となります。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> http://www.ja-asset.co.jp/
--

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

(5) 申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者(下記参照)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244 (営業日の午前9時から午後5時まで)
 <ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金(解約)手続等】

(1) 一部解約申込

(イ) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ロ) 一部解約の受付時間は、原則として午後3時までとなります。(ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

(ハ) 委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記(2)に準じて計算された価額とします。

(ニ) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 解約価額

解約価額¹は、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額²(当該基準価額に0.30%を乗じて得た額)を差し引いた価額となります。

¹ 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.30%)

² 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

（3）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

a．基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b．主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
株 式	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

c．基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。

（ファンド名の表示は、「四季便り」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間（約款第4条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第39条第7項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

(4) 【計算期間】

信託の計算期間（約款第31条）

- a. この信託の計算期間は、毎年1月11日から4月10日まで、4月11日から7月10日まで、7月11日から10月10日まで、10月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2008年7月10日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託契約の一部解約（約款第39条第7項から第11項）

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

上記から上記までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ロ) 信託契約の解約（約款第41条）

委託者は、約款第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項に

において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができません。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

上記から上記までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(八) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第42条第1項)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(二) 委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い(約款第43条)

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第46条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い(約款第45条)

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更等

約款の変更、他のファンドとの併合を行う場合は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第42条第2項)

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第46条の規定に従います。

(ロ) 信託約款の変更等(約款第46条)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、上記の事項(上記の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項に

において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができません。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記から上記までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記から上記までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

c. その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき6ヵ月毎（毎年1月、7月。）に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知っている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第44条）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限（約款第48条）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

g. 公告（約款第49条）

委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

h. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第50条）

この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま
す。

i. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信
託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信
託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従
い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間
終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に
記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部
解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間
の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録
されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとしま
す。

収益分配金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記 の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対し
ては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間
終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者
に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増
加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されま
す。

上記 に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終
了日の基準価額とします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その
権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいま
す。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休
業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振
替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた
受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込
代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取
得申込者として）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開
設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に
係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替
機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(八) 買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

(二) 反対受益者の受益権買取請求の不適用（約款第47条）

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については約款第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第36条））

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月（特定期間）毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成30年7月11日から平成31年1月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

N Z A M 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成30年 7月10日現在	当期 平成31年 1月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	1,281,575
コール・ローン	22,644,900	12,841,386
株式	1,122,075,440	1,064,100,580
未収入金	7,503,838	8,897,213
未収配当金	2,508,200	2,693,900
流動資産合計	1,154,732,378	1,089,814,654
資産合計	1,154,732,378	1,089,814,654
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,833,022	5,921,582
未払受託者報酬	181,152	180,480
未払委託者報酬	2,717,257	2,707,191
未払利息	58	33
その他未払費用	11,465	10,530
流動負債合計	9,742,954	8,819,816
負債合計	9,742,954	8,819,816
純資産の部		
元本等		
元本	1,138,837,154	1,184,316,468
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,152,270	103,321,630
（分配準備積立金）	43,945,032	39,935,840
元本等合計	1,144,989,424	1,080,994,838
純資産合計	1,144,989,424	1,080,994,838
負債純資産合計	1,154,732,378	1,089,814,654

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期			
	自 至	平成30年 平成30年	1月11日 7月10日	自 至	平成30年 平成31年	7月11日 1月10日
営業収益						
受取配当金			19,045,825			19,788,250
受取利息			15			103
有価証券売買等損益			92,526,786			105,619,448
その他収益			13,969			15,633
営業収益合計			73,466,977			85,815,462
営業費用						
支払利息			5,869			4,397
受託者報酬			330,230			376,927
委託者報酬			4,953,417			5,653,895
その他費用			24,021			25,846
営業費用合計			5,313,537			6,061,065
営業利益又は営業損失（ ）			78,780,514			91,876,527
経常利益又は経常損失（ ）			78,780,514			91,876,527
当期純利益又は当期純損失（ ）			78,780,514			91,876,527
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）			894,125			5,412,114
期首剰余金又は期首欠損金（ ）			71,977,039			6,152,270
剰余金増加額又は欠損金減少額			31,115,922			4,587,858
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			-			-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			31,115,922			4,587,858
剰余金減少額又は欠損金増加額			5,067,903			5,391,215
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			5,067,903			2,276,211
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			-			3,115,004
分配金			12,198,149			11,381,902
期末剰余金又は期末欠損金（ ）			6,152,270			103,321,630

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期	当期
	平成30年 7月10日現在	平成31年 1月10日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	646,504,226円	1,138,837,154円
期中追加設定元本額	624,672,698円	257,556,592円
期中一部解約元本額	132,339,770円	212,077,278円
2. 特定期間の末日における受益権の総数	1,138,837,154口	1,184,316,468口
3. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	- 円	103,321,630円
4. 一口当たり純資産額	1.0054円	0.9128円
(一万口当たり純資産額)	(10,054円)	(9,128円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期	当期
	自 平成30年 1月11日 至 平成30年 7月10日	自 平成30年 7月11日 至 平成31年 1月10日
分配金の計算過程	<p>第40期</p> <p>自 平成30年 1月11日 至 平成30年 4月10日</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,613,809円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（241,778,570円）及び分配準備積立金（47,914,134円）より、分配対象収益は303,306,513円（一万口当たり2,826.65円）であり、うち5,365,127円（一万口当たり50円）を分配いたしました。</p> <p>第41期</p> <p>自 平成30年 4月11日 至 平成30年 7月10日</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（121,123円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（265,894,222円）及び分配準備積立金（50,656,931円）より、分配対象収益は316,672,276円（一万口当たり2,780.66円）であり、うち6,833,022円（一万口当たり60円）を分配いたしました。</p>	<p>第42期</p> <p>自 平成30年 7月11日 至 平成30年10月10日</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,488,545円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（260,073,709円）及び分配準備積立金（37,662,783円）より、分配対象収益は312,225,037円（一万口当たり2,859.04円）であり、うち5,460,320円（一万口当たり50円）を分配いたしました。</p> <p>第43期</p> <p>自 平成30年10月11日 至 平成31年 1月10日</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（200,001円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（287,101,417円）及び分配準備積立金（45,657,421円）より、分配対象収益は332,958,839円（一万口当たり2,811.40円）であり、うち5,921,582円（一万口当たり50円）を分配いたしました。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成30年 1月11日 至 平成30年 7月10日	当期 自 平成30年 7月11日 至 平成31年 1月10日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、流動性リスク等に晒されています。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されています。
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、トラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行っております。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っております。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成30年 7月10日現在	当期 平成31年 1月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期(自平成30年 1月11日 至平成30年 7月10日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	25,022,105
合計	25,022,105

当期(自平成30年 7月11日 至平成31年 1月10日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	147,760,558
合計	147,760,558

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
鹿島建設	5,000	1,472.00	7,360,000	
西松建設	2,800	2,504.00	7,011,200	
熊谷組	3,100	3,410.00	10,571,000	
積水ハウス	7,300	1,635.00	11,935,500	
日本たばこ産業	10,700	2,654.00	28,397,800	
帝人	3,600	1,796.00	6,465,600	
住友化学	21,600	550.00	11,880,000	
デンカ	2,300	3,250.00	7,475,000	
三井化学	2,400	2,500.00	6,000,000	
J S R	3,800	1,664.00	6,323,200	
三菱ケミカルホールディングス	24,100	859.30	20,709,130	
日立化成	3,800	1,648.00	6,262,400	
D I C	2,000	3,360.00	6,720,000	
東洋インキＳＣホールディングス	1,800	2,461.00	4,429,800	
デクセリアルズ	6,800	827.00	5,623,600	
武田薬品工業	2,000	4,200.00	8,400,000	
出光興産	3,100	3,775.00	11,702,500	
J X T Gホールディングス	24,700	594.30	14,679,210	
コスモエネルギーホールディングス	2,500	2,436.00	6,090,000	
ブリヂストン	3,600	4,225.00	15,210,000	
住友ゴム工業	2,400	1,351.00	3,242,400	
日本電気硝子	3,500	2,710.00	9,485,000	
日本碍子	5,300	1,536.00	8,140,800	
日本特殊陶業	2,500	2,130.00	5,325,000	
新日鐵住金	6,200	1,924.00	11,928,800	
ジェイ エフ イー ホールディングス	6,400	1,797.50	11,504,000	
山陽特殊製鋼	1,000	2,295.00	2,295,000	
日本軽金属ホールディングス	32,600	221.00	7,204,600	
三井金属鉱業	3,500	2,324.00	8,134,000	
住友電気工業	8,800	1,483.00	13,050,400	
L I X I Lグループ	4,500	1,415.00	6,367,500	
東プレ	3,400	2,272.00	7,724,800	
東芝機械	4,500	2,056.00	9,252,000	

アマダホールディングス	9,500	1,015.00	9,642,500
小松製作所	3,500	2,536.50	8,877,750
椿本チエイン	900	3,755.00	3,379,500
ツバキ・ナカシマ	3,900	1,551.00	6,048,900
N T N	20,200	333.00	6,726,600
日立製作所	4,500	3,080.00	13,860,000
沖電気工業	4,200	1,388.00	5,829,600
パナソニック	11,900	1,039.50	12,370,050
マクセルホールディングス	5,300	1,472.00	7,801,600
キヤノン	6,100	3,026.00	18,458,600
東京エレクトロン	700	13,390.00	9,373,000
トヨタ紡織	4,100	1,716.00	7,035,600
ユニプレス	3,600	1,834.00	6,602,400
東海理化電機製作所	2,800	1,872.00	5,241,600
日産自動車	22,100	897.80	19,841,380
トヨタ自動車	6,100	6,704.00	40,894,400
アイシン精機	3,000	4,005.00	12,015,000
マツダ	9,600	1,173.00	11,260,800
本田技研工業	9,200	3,095.00	28,474,000
S U B A R U	6,800	2,390.50	16,255,400
ヤマハ発動機	3,900	2,181.00	8,505,900
エクセディ	1,800	2,560.00	4,608,000
電源開発	2,800	2,674.00	7,487,200
センコーグループホールディングス	13,000	859.00	11,167,000
N E C ネットエスアイ	1,500	2,458.00	3,687,000
マーベラス	8,400	858.00	7,207,200
スカパーJ S A Tホールディングス	15,900	483.00	7,679,700
日本電信電話	6,100	4,593.00	28,017,300
K D D I	9,500	2,688.50	25,540,750
N T T ドコモ	9,900	2,570.50	25,447,950
双日	29,700	405.00	12,028,500
伊藤忠商事	13,800	1,926.00	26,578,800
丸紅	13,800	798.30	11,016,540
豊田通商	1,900	3,330.00	6,327,000
兼松	6,200	1,326.00	8,221,200
三井物産	10,000	1,739.50	17,395,000
住友商事	9,900	1,602.00	15,859,800
三菱商事	8,400	3,088.00	25,939,200
リョーサン	1,800	2,942.00	5,295,600

A O K Iホールディングス	6,100	1,280.00	7,808,000	
青山商事	2,000	2,692.00	5,384,000	
ゆうちょ銀行	16,400	1,244.00	20,401,600	
あおぞら銀行	1,000	3,305.00	3,305,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	47,200	561.80	26,516,960	
りそなホールディングス	22,400	545.70	12,223,680	
三井住友トラスト・ホールディングス	2,800	4,177.00	11,695,600	
三井住友フィナンシャルグループ	6,500	3,819.00	24,823,500	
ふくおかフィナンシャルグループ	1,700	2,354.00	4,001,800	
セブン銀行	17,100	315.00	5,386,500	
みずほフィナンシャルグループ	97,900	173.30	16,966,070	
S B Iホールディングス	4,600	2,204.00	10,138,400	
大和証券グループ本社	7,900	582.90	4,604,910	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	8,600	482.00	4,145,200	
松井証券	8,300	1,176.00	9,760,800	
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	2,800	3,180.00	8,904,000	
東京海上ホールディングス	2,800	5,219.00	14,613,200	
イオンフィナンシャルサービス	4,200	2,012.00	8,450,400	
日立キャピタル	2,400	2,335.00	5,604,000	
オリックス	9,100	1,668.00	15,178,800	
野村不動産ホールディングス	2,400	2,057.00	4,936,800	
オープンハウス	3,100	3,890.00	12,059,000	
飯田グループホールディングス	3,700	1,934.00	7,155,800	
みらかホールディングス	2,000	2,569.00	5,138,000	
合 計	810,900		1,064,100,580	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年 2月28日現在)

資産総額	1,208,548,911円
負債総額	13,281,957円
純資産総額(-)	1,195,266,954円
発行済口数	1,260,506,011口
1万口当たり純資産額(/)	9,482円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

（7）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2019年2月28日現在）

34億2千万円

発行する株式の総数：116,400株（普通株式101,400株、A種種類株式15,000株）

発行済株式総数：53,400株（普通株式38,400株、A種種類株式15,000株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

（注）A種種類株式は議決権を有しません。

(2) 委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

運用の流れ

1．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2019年2月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	279本	4,270,663百万円
公社債投資信託	18本	76,475百万円
合計	297本	4,347,139百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。なお、EY新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1	4,866,159		10,520,402	
分別金信託		100,000		100,000	
有価証券		23,212		-	
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券		4,000,000		1,000,000	
前払費用		95,493		100,685	
未収委託者報酬		1,207,139		1,454,894	
未収運用受託報酬		206,152		212,706	
未収投資助言報酬		135,542		162,644	
未収収益		4,382		2,021	
繰延税金資産		69,706		87,158	
その他		16,834		25,477	
流動資産計		10,724,623		13,665,990	
固定資産					
有形固定資産		142,328		146,878	
建物	2	99,353		101,124	
器具備品	2	42,974		45,753	
無形固定資産		2,421		8,736	
商標権		-		6,331	
電話加入権等		2,421		2,405	
投資その他の資産		4,896,440		5,085,693	
投資有価証券		716,874		910,081	
その他の関係会社有価証券		4,000,000		4,000,000	
長期差入保証金		81,677		80,077	
長期前払費用		1,867		3,659	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		63,605		85,176	
その他		25,715		-	
固定資産計		5,041,191		5,241,308	
資産合計		15,765,814		18,907,299	

		前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			571,678		2,245,059
未払金			452,522		551,825
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		444,918		534,806	
その他未払金		4,457		13,872	
未払費用			110,235		109,493
未払法人税等			348,423		549,111
未払消費税等			56,855		99,920
賞与引当金			170,655		176,534
流動負債計			1,710,371		3,731,945
固定負債					
退職給付引当金			161,470		179,077
役員退任慰労引当金			41,800		44,700
固定負債計			203,270		223,777
負債合計			1,913,641		3,955,722
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,420,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		1,500,000		1,500,000	
資本剰余金計			1,500,000		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		8,794,236		9,905,856	
別途積立金		7,105,000		7,905,000	
繰越利益剰余金		1,689,236		2,000,856	
利益剰余金計			8,868,276		9,979,896
株主資本計			13,788,276		14,899,896
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			63,895		51,680
評価・換算差額等計			63,895		51,680
純資産合計			13,852,172		14,951,577
負債純資産合計			15,765,814		18,907,299

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			5,799,157		6,975,152
運用受託報酬			959,541		890,344
投資助言報酬			237,536		284,776
営業収益計			6,996,235		8,150,273
営業費用					
支払手数料			1,311,851		1,550,241
広告宣伝費			3,090		12,737
調査費			893,794		1,217,573
調査費		446,175		477,154	
委託調査費		445,457		738,187	
図書費		2,161		2,232	
委託計算費			292,343		312,333
営業雑経費			67,930		101,015
通信費		20,362		20,943	
印刷費		29,530		38,346	
協会費		11,222		12,144	
諸会費		1,343		1,412	
その他営業雑経費		5,471		28,169	
営業費用計			2,569,011		3,193,901
一般管理費					
給料			1,255,347		1,301,010
役員報酬		86,688		88,338	
給料・手当		834,373		858,628	
賞与		148,530		164,908	
賞与引当金繰入額		170,655		176,534	
役員退任慰労引当金繰入額		15,100		12,600	
福利厚生費			152,160		159,394
交際費			12,093		17,422
旅費交通費			23,923		38,576
租税公課			77,393		86,622
不動産賃借料			162,931		168,634
賃借料			1,679		1,674
役員退任慰労金			-		1,100
退職給付費用			47,708		44,212
固定資産減価償却費			20,593		23,878
業務委託費			263,114		270,761
諸経費			160,666		144,714
一般管理費計			2,177,613		2,258,002
営業利益			2,249,610		2,698,368

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			25,011		41,661
有価証券利息	1		24,553		13,825
受取利息			27		52
投資有価証券売却益			2,210		8,385
投資有価証券償還益			2,495		18,276
その他			521		3,505
営業外収益計			54,819		85,706
営業外費用					
支払利息	1		418		501
投資有価証券売却損			628		805
投資有価証券償還損			167		849
その他			98		160
営業外費用計			1,312		2,317
經常利益			2,303,117		2,781,758
特別損失					
固定資産除却損	2		699		13
特別損失計			699		13
税引前当期純利益			2,302,418		2,781,745
法人税、住民税及び事業税			714,978		876,228
法人税等調整額			9,806		33,503
法人税等合計			705,171		842,725
当期純利益			1,597,246		1,939,019

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	6,305,000	1,719,390	8,098,430	13,018,430
当期変動額								
剰余金の配当						827,400	827,400	827,400
別途積立金の積立					800,000	800,000		
当期純利益						1,597,246	1,597,246	1,597,246
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					800,000	30,153	769,846	769,846
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,105,000	1,689,236	8,868,276	13,788,276

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	44,813	44,813	13,063,244
当期変動額			
剰余金の配当			827,400
別途積立金の積立			
当期純利益			1,597,246
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	19,081	19,081	19,081
当期変動額合計	19,081	19,081	788,928
当期末残高	63,895	63,895	13,852,172

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,105,000	1,689,236	8,868,276	13,788,276
当期変動額								
剰余金の配当						827,400	827,400	827,400
別途積立金の積立					800,000	800,000		
当期純利益						1,939,019	1,939,019	1,939,019
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					800,000	311,619	1,111,619	1,111,619
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,905,000	2,000,856	9,979,896	14,899,896

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	63,895	63,895	13,852,172
当期変動額			
剰余金の配当			827,400
別途積立金の積立			
当期純利益			1,939,019
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12,215	12,215	12,215
当期変動額合計	12,215	12,215	1,099,404
当期末残高	51,680	51,680	14,951,577

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成29年3月31日）	当事業年度 （平成30年3月31日）
<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 4,787,311千円</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 10,405,210千円</p>
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 70,549千円</p> <p>器具備品 87,862千円</p> <hr/> <p>合計 158,411千円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 78,809千円</p> <p>器具備品 90,963千円</p> <hr/> <p>合計 169,773千円</p>

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	当事業年度 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 24,553千円</p> <p>支払利息 418千円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 13,825千円</p> <p>支払利息 501千円</p>
<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 699千円</p> <hr/> <p>合計 699千円</p>	<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 13千円</p> <hr/> <p>合計 13千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
A種種類株式（株）	15,000			15,000
合 計（株）	53,400			53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	806,400	21,000	平成28年3月31日	平成28年6月28日
	A種種類株式	21,000	1,400	平成28年3月31日	平成28年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	806,400	利益剰余金	21,000	平成29年3月31日	平成29年6月27日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	平成29年3月31日	平成29年6月27日

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
A種種類株式（株）	15,000			15,000
合 計（株）	53,400			53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	806,400	21,000	平成29年3月31日	平成29年6月27日
	A種種類株式	21,000	1,400	平成29年3月31日	平成29年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成30年6月25日 定時株主総会	普通株式	969,600	利益剰余金	25,250	平成30年3月31日	平成30年6月26日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	平成30年3月31日	平成30年6月26日

(リース取引関係)

前事業年度 平成29年3月31日	当事業年度 平成30年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,866,159	4,866,159	-
(2)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	740,087	740,087	-
(3)その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	8,000,000	8,021,625	21,625
資産計	13,606,246	13,627,871	21,625

（*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	4,866,018	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満 期のあるもの	23,212	287,823	127,042	-
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	4,000,000	4,000,000	-	-
合計	8,889,230	4,287,823	127,042	-

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,520,402	10,520,402	-
(2)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	910,081	910,081	-
(3)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	5,000,000	5,007,975	7,975
資産計	16,430,484	16,438,459	7,975

（*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	10,520,316	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの	-	531,824	81,950	-
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	4,000,000	-	-
合計	11,520,316	4,531,824	81,950	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成29年3月31日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	7,250,000	7,272,150	22,150
	小計	7,250,000	7,272,150	22,150
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	750,000	749,475	525
	小計	750,000	749,475	525
合計		8,000,000	8,021,625	21,625

2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	600,060	501,634	98,426
	小計	600,060	501,634	98,426
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	140,026	146,175	6,148
	小計	140,026	146,175	6,148
合計		740,087	647,809	92,277

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3．売却したその他有価証券

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	62,191	2,210	628
合計	62,191	2,210	628

当事業年度（平成30年3月31日）

1．満期保有目的の債券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	3,000,000	3,009,325	9,325
	小計	3,000,000	3,009,325	9,325
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	2,000,000	1,998,650	1,350
	小計	2,000,000	1,998,650	1,350
合計		5,000,000	5,007,975	7,975

2．その他有価証券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	654,069	565,707	88,361
	小計	654,069	565,707	88,361
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	256,012	269,830	13,817
	小計	256,012	269,830	13,817
合計		910,081	835,537	74,543

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3．売却したその他有価証券

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	27,879	8,385	805
合計	27,879	8,385	805

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成29年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成30年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	146,494	161,470
退職給付費用	30,026	25,837
退職給付の支払額	15,050	8,230
退職給付引当金の期末残高	161,470	179,077

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	161,470	179,077
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	161,470	179,077
退職給付引当金	161,470	179,077
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	161,470	179,077

(3) 退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	30,026	25,837

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 （平成29年3月31日）	当事業年度 （平成30年3月31日）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額 39,923	ソフトウェア償却超過額 49,675
敷金償却否認 2,980	敷金償却否認 3,470
会員権評価損否認 2,591	会員権評価損否認 2,591
電話加入権評価損 1,395	電話加入権評価損 1,395
賞与引当金 52,664	賞与引当金 54,054
役員退任慰労引当金 12,799	役員退任慰労引当金 13,687
退職給付引当金 49,470	退職給付引当金 54,833
その他有価証券評価差額金 1,882	その他有価証券評価差額金 4,230
未払事業税 18,067	未払事業税 31,526
その他 1,568	その他 5,106
繰延税金資産小計 183,343	繰延税金資産小計 220,573
評価性引当額 19,872	評価性引当額 21,182
繰延税金資産合計 163,470	繰延税金資産合計 199,390
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 30,158	その他有価証券評価差額金 27,056
繰延税金負債合計 30,158	繰延税金負債合計 27,056
繰延税金資産の純額 133,312	繰延税金資産の純額 172,334
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）	当事業年度 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
6,147,968	848,266	6,996,235

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,184,155	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,166,235	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	576,636	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
7,355,736	794,536	8,150,273

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,396,975	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,154,684	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	587,518	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,480,488	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の 購入、募集・販 売の取扱等 役員の兼任	資金の借入 に係る利息 の支払 (*)	418	短期借入 金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,480,488	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の 購入、募集・販 売の取扱等 役員の兼任	資金の借入 に係る利息 の支払 (*)	501	短期借入 金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）	当事業年度 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
1株当たり純資産額	282,061円78銭	310,692円11銭
1株当たり当期純利益金額	41,048円07銭	49,948円43銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）	当事業年度 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
当期純利益金額（千円）	1,597,246	1,939,019
普通株主に帰属しない金額（千円）	21,000	21,000
（うちA種種類株式配当額（千円））	（21,000）	（21,000）
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	1,576,246	1,918,019
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400	38,400

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成29年3月31日）	当事業年度 （平成30年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	13,852,172	14,951,577
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	3,021,000	3,021,000
（うちA種種類株式払込金額（千円））	（3,000,000）	（3,000,000）
（うちA種種類株式配当額（千円））	（21,000）	（21,000）
普通株式に係る期末の純資産額 （千円）	10,831,172	11,930,577
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	38,400	38,400

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第26期中間会計期間 (平成30年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		9,182,641
分別金信託		100,000
有価証券		11,354
1年内償還予定のその他の 関係会社有価証券		1,000,000
前払費用		117,272
未収委託者報酬		1,734,540
未収運用受託報酬		208,388
未収投資助言報酬		167,667
未収収益		1,938
その他		18,242
流動資産計		12,542,046
固定資産		
有形固定資産	1	147,872
建物		98,455
器具備品		49,417
無形固定資産		8,403
投資その他の資産		5,452,204
投資有価証券		1,198,396
その他の関係会社有価証券		4,000,000
長期差入保証金		79,277
長期前払費用		3,237
会員権		6,700
繰延税金資産		164,592
固定資産計		5,608,480
資産合計		18,150,526

		第26期中間会計期間 (平成30年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		1,204,441
未払金		666,163
未払費用		124,384
未払法人税等		554,224
未払消費税等		73,526
賞与引当金		177,012
その他		5,000
流動負債計		2,804,753
固定負債		
退職給付引当金		180,043
役員退任慰労引当金		52,200
固定負債計		232,243
負債合計		3,036,996
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		3,420,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金計		1,500,000
利益剰余金		
利益準備金		74,040
その他利益剰余金		10,064,477
別途積立金		8,805,000
繰越利益剰余金		1,259,477
利益剰余金計		10,138,517
株主資本計		15,058,517
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		55,012
評価・換算差額等計		55,012
純資産合計		15,113,530
負債純資産合計		18,150,526

(2) 中間損益計算書

		第26期中間会計期間 (自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		3,775,560
運用受託報酬		476,698
投資助言報酬		146,510
その他営業収益		593
営業収益計		4,399,362
営業費用		
支払手数料		869,964
その他		734,863
営業費用計		1,604,827
一般管理費	1	1,137,309
営業利益		1,657,225
営業外収益	2	9,866
営業外費用	3	2,277
経常利益		1,664,813
特別損失	4	0
税引前中間純利益		1,664,813
法人税、住民税及び事業税		514,607
法人税等調整額		984
法人税等合計		515,592
中間純利益		1,149,221

(3) 中間株主資本等変動計算書

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,905,000	2,000,856	9,979,896	14,899,896
当中間期変動額								
剰余金の配当						990,600	990,600	990,600
別途積立金の積立					900,000	900,000		
中間純利益						1,149,221	1,149,221	1,149,221
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計					900,000	741,378	158,621	158,621
当中間期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	1,259,477	10,138,517	15,058,517

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	51,680	51,680	14,951,577
当中間期変動額			
剰余金の配当			990,600
別途積立金の積立			
中間純利益			1,149,221
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	3,331	3,331	3,331
当中間期変動額合計	3,331	3,331	161,953
当中間期末残高	55,012	55,012	15,113,530

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)を採用しております。
- (2) その他有価証券
時価のあるもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 5～50年
器具備品 3～15年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
商標権 10年

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員退任慰労引当金
役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第26期中間会計期間 （平成30年9月30日）	
1 有形固定資産の減価償却累計額	181,031千円

（中間損益計算書関係）

第26期中間会計期間 （自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	12,122千円
無形固定資産	332千円
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	5,167千円
有価証券利息	4,454千円
受取利息	32千円
投資信託償還益	104千円
3 営業外費用の主要項目	
支払利息	912千円
投資信託売却損	1,364千円
4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	0千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	38,400	-	-	38,400
A種種類株式（株）	15,000	-	-	15,000
合 計（株）	53,400	-	-	53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成30年6月25日 定時株主総会	普通株式	969,600	25,250	平成30年3月31日	平成30年6月26日
	A種種類株式	21,000	1,400	平成30年3月31日	平成30年6月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第26期中間会計期間（平成30年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,182,641	9,182,641	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,209,751	1,209,751	-
(3) その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	5,000,000	5,004,925	4,925
資産計	15,392,392	15,397,317	4,925

（*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(3) その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第26期中間会計期間（平成30年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	3,000,000	3,006,425	6,425
	小計	3,000,000	3,006,425	6,425
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	2,000,000	1,998,500	1,500
	小計	2,000,000	1,998,500	1,500
合計		5,000,000	5,004,925	4,925

2. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	763,861	638,785	125,076
	小計	763,861	638,785	125,076
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	445,889	486,334	40,444
	小計	445,889	486,334	40,444
合計		1,209,751	1,125,119	84,632

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当中間会計期間末においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

（デリバティブ取引関係）

第26期中間会計期間（平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

本社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
3,960,511	438,850	4,399,362

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	809,310	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	549,701	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	304,783	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第26期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期中間会計期間 (平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	315,456円51銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	15,113,530
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,000,000
(うちA種種類株式払込金額)(千円)	(3,000,000)
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	12,113,530
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	38,400

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	29,927円63銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,149,221
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,149,221
普通株式の期中平均株式数(株)	38,400

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

名称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額（2018年3月末日現在）

342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概況 >

名称

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額（2018年3月末日現在）

51,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2018年3月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	3,480,488百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

(2) 販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫^(注)と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

(注) 農林中央金庫は本書提出日現在、新規の募集の取扱い・販売を中止しております。

3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式を保有しており、持株比率は36.61%、議決権保有比率は50.91%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

(注) 委託者においては普通株式のほか議決権を有しないA種種類株式を発行しているため、持株比率と議決権保有比率が一致しません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

交付目論見書または請求目論見書である旨を記載することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
- ・投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金（貯金）保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
- ・投資信託は元本が保証されているものではなく、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様に負っていただく旨
- ・登録金融機関の販売の場合には、投資者保護基金の対象とはならない旨
- ・課税上の取扱いに関する事項

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 交付目論見書にクーリング・オフに関する事項を記載することがあります。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載される場合があります。
- (5) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月22日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村	真敏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾	充洋	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月6日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNZAM 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）の平成30年7月11日から平成31年1月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NZAM 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）の平成31年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2． X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月13日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	細野	和也	印
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	長尾	充洋	印
業務執行社員				

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。